

大阪市職員（福祉職員）PRパンフレット製作等業務委託仕様書

1 業務名称

大阪市職員（福祉職員）PRパンフレット製作等業務委託

2 目的

大阪市「福祉職員」人材育成基本方針に基づく新たな人材の確保に向けた取組として、福祉を学んでいる学生等に対して本市福祉職員の業務等にかかる魅力を効果的に発信することにより、本市福祉職員の理解促進等を図るとともに人材の確保につなげ、もって福祉行政の推進に資することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 委託業務内容

下記（１）（２）のとおり

なお、基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- ・現在、パンフレット「福祉職員仕事魅力ガイド」、及び動画２本を既に作成している。
パンフレットについては、「福祉職員仕事魅力ガイド」に代わるものを新たに作成する。
動画については、既存の動画と併用予定であり、既存の動画も意識したものとする。
- ・PRの主たる対象者は、主に福祉等を学んでいる学生とする。
ただし、パンフレットや動画を閲覧する採用対象者は社会人も含む。
- ・大阪市福祉職員として働く魅力をアピールし、応募意欲の向上につながるものとする。
- ・スマートフォンやタブレットでの閲覧も意識した仕様とする。
- ・製作に必要な写真等の素材は、本市が提供するもの以外は、原則として受注者において準備する。
- ・受注者による本市職員へのインタビューや写真撮影等、本市施設内外の写真撮影等については要相談とし、撮影した写真等を使用するにあたっては、加工を行うなど個人の特定に繋がらないよう工夫する。
- ・パンフレットについては、A4フルカラー12ページ程度を標準とするが、受注者の提案により発注者と協議のうえ変更を可能とする。
- ・納品後においても契約期間内における数値や文言等の簡易なデータの修正は、受注者において対応する。

（１） 大阪市職員（福祉職員）PR用パンフレット製作

ア 業務内容

- ・企画、キャッチコピーの作成、構成
- ・取材等の実施
- ・原稿作成

- ・割付、校正、その他編集作業
- ・印刷（2,000部）、使用する用紙はマットコート紙135kgを標準とするが、受注者の提案により発注者と協議のうえ変更を可能とする

イ 必須掲載項目

- ・大阪市の紹介
 - ・福祉職員の主な配属先および業務の紹介（生活保護業務、福祉五法等業務、こども相談センター、一時保護所、本庁）の5か所を想定
 - ・福祉職員（上記配属先ごと）へのインタビュー
 - ・大阪市「福祉職員」人材育成基本方針から、発注者が掲載を指示するもの
- ※この他、対象者が興味をもつような項目を受注者において提案し、発注者と協議の上掲載する。

ウ 主な用途

- ・大学等で開催する採用セミナー等で配布
- ・大阪市ホームページへの掲載

（２） 大阪市職員（福祉職員）PR用動画製作

ア 業務内容

- ・企画、構成（※必須製作本数2本以上）
 - ・取材、インタビューの実施
 - ・デザインの実施、音楽・ナレーションの挿入
 - ・映像、音声、発言内容などを文字にした「キャプション※」の編集
- ※ウェブアクセシビリティに関する日本産業規格である「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における危機・ソフトウェア及びサービス第3部：ウェブコンテンツ」中、1.2.2「キャプション（収録済み）の達成基準」に準拠すること。
- ・その他編集作業

イ 主な用途

- ・大学等で開催する採用セミナー等で上映
- ・大阪市ホームページへの掲載

5 納入品

受注者は以下について、「6 納入場所」に記載する担当課まで納品すること。

（１） 大阪市職員（福祉職員）PR用パンフレット 2,000部

成果物 USB 又は CD-R、DVD-R に以下について保存の上納品すること。

データ一式（形式：PDF、JPEG）

その他掲載した写真データ等、発注者が指示する素材データ

(2) 大阪市職員（福祉職員）PR 用動画 DVD 2 枚

ア 解像度 DVD：SD（720×405）

イ 成果物 USB 又は CD-R、DVD-R に保存の上納品すること

データ（形式：MP4【50Mbps】）

※MP4 については、YouTube にアップロード可能であり、画像・音声が鮮明に視聴できる仕様とすること

その他発注者が指示するデータ

6 納入場所

大阪役所 福祉局地域福祉課

7 留意事項

(1) 著作者人格権等の帰属

ア 製作された全てのデザインに係る著作権法(昭和45年法律第48号) 第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は、受注者に帰属する。

イ 製作された全てのデザインに係る原稿、写真その他の素材の著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、本市又は受注者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(2) 著作権の譲渡

ア 受注者は、採用されたデザイン及び取材等の際に撮影した全写真等（以下「採用デザイン等」という。）に係る著作権(同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)を当該デザイン等の引き渡し時に本市に譲渡する。

イ 前項に関し、次のいずれかの者に、採用デザイン等に係る原稿、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受注者は、あらかじめその者との書面による契約により当該著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受注者に譲渡させるものとする。

(ア) 受注者の従業員

(イ) 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

(3) 著作者人格権

ア 本市は、採用デザイン等を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、採用デザイン等を利用するにあたって、著作者の表示をすることを要しない。

イ 受注者は、本市が採用デザイン等を利用するにあたり、その利用形態に応じて本著作物の拡大、縮小、色調を変更したり、一部切除したりすることをあらかじめ承諾する。ただし、本市は、これらの改変であっても、採用デザイン等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

ウ 本市は、イに掲げる以外の改変を行う場合はあらかじめ受注者の承諾を必要とする。

(4) 保証

パンフレットで使用するキャッチフレーズ等の登録商標に関する確認（商標権侵害の有無等）は、受注者が行い、受注者は、本市に対し、製作された全てのデザイン等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

(5) 対価

製作された全てのデザイン等の作成の対価、採用デザイン等の著作権の譲渡の対価及び成果物等の納品の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(6) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのないことは、本市と十分に協議のうえ決定すること
- (2) その他、内容に疑義が生じた場合は、本市と協議すること

9 スケジュール ※ただし、下記の「納品」を除くスケジュールは変更を可能とする

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・概要打合せ | 契約後から1か月以内 |
| ・企画提案書の作成 | 令和7年9月～10月ごろ |
| ・PR動画、パンフレットの製作 | 令和7年11月～令和8年1月ごろ |

・納品

令和8年2月10日まで

10 連絡先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪役所2階）

大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課

TEL 06-6208-7932

Eメール fa0019@city.osaka.lg.jp